

≫ 児童等に対する手当

★ 児童手当法

- ① 1971（昭46）年に制定された。
- ② 2024（令6）年の改正により、全てのこどもの育ちを支える**基礎的な経済支援**としての位置付けを明確化した。
- 父母等の**所得制限**の撤廃，**高校生年代**まで支給期間延長，第3子以降の支給額**増額**，支給回数の見直し（3→6回）等が2024（令6）年10月分から施行された。

▼ 児童手当の支給（『児童手当法』）

支給要件 (第4条)	一般受給資格者 (第1項第1～3号)	主に次の全てを満たす者（ 父母等 ）に支給する。 ・ 児童 （施設入所等児童を除く）(p.616参照)を監護し，かつ，生計を同じくする者。 ^{30-55-1 35-140-5} ・日本国内に住所を有する者。		
	施設等受給資格者 (第1項第4号) 33-139-4	主に次のいずれかの者に支給する。 ①施設入所等児童の 児童自立生活援助事業者 ，施設入所等児童が委託されている 小規模住居型児童養育事業者 若しくは 里親 。 ②施設入所等児童が入所・入院している 母子生活支援施設 ， 障害児入所施設 ， 乳児院 ， 児童養護施設 ， 障害者支援施設 などの設置者。		
支給月額 (第6条) 35-140-2	一般受給資格者 (個人※) ^{30-55-3 32-54-5}	第1子・第2子	3歳未満	15,000円
			3歳以上～高校生年代	10,000円
	第3子以降		30,000円	
	施設等受給資格者	3歳未満	15,000円	
3歳以上～高校生年代		10,000円		
支給認定 (第7条) 35-140-4	公務員以外	住所地又は所在地の 市町村長 の認定を受けなければならない。		
	公務員(第17条)	所属庁の 認定 を受けなければならない。		

※一般受給資格者（父母等）のうち，未成年後見人かつ法人であるものは，施設等受給資格者と同様の支給額となる。

▼児童手当の費用負担（『児童手当法』第18条～第19条の2）

30-55-2 36-50-4

被用者			
3歳未満	支援納付金(※2) 3/5	事業主 2/5	
3歳以降	支援納付金 1/3	国 4/9	地方(※1) 2/9
非被用者			
3歳未満	支援納付金 3/5	国 4/15	地方 2/15
3歳以降	支援納付金 1/3	国 4/9	地方 2/9
公務員			
所属庁 10/10			
所属庁 10/10			

(※1) 地方公共団体について、都道府県と市町村の負担割合は1:1。
 (※2) 子ども・子育て支援納付金については経過措置あり。2024（令6）～2028（令10）年度は、子ども・子育て支援特例公債等を規定（附則第2条）。

資料：子ども家庭庁「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案の概要」より作成